

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 会費規程

平成27年 1月25日 理事会決議
最終改正 2026年 1月 7日 理事会決議・施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人）定款第8条により、本法人の入会金および会費に関する基本的事項について定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は、以下のとおりとする。

会員種別によらず 0円

(会費および諸費用)

第3条 会費は、以下のとおりとする。

- (1)正会員 個人 年額15,000円
- (2)一般会員 個人 年額 5,000円
- (3)賛助会員 個人 一口 5,000円 年1口以上
法人 一口10,000円 年2口以上
- (4)名誉会員 個人・法人の別によらず0円

ただし、議決権の付与を希望する場合、正会員会費と同額を支払うことにより議決権を有することができる。

2 この法人の会費は、消費税法基本通達5-5-3により消費税は課税されないものとして取り扱う。

3 この規程において支払いを求める「諸費用」の額は、理事会が別に定めて告示する。なお、督促により諸費用を請求するときは、雑収入として経理の上、前項によらず消費税が課税されるものとして取り扱う。

(入会初年度の会費)

第4条 個人である正会員・一般会員・賛助会員の入会初年度の年会費は、次の定めによる。

- (1)4月1日から6月30日までに入会 年会費（第3条に定める額、以下本条において同じ）の全額
- (2)7月1日から9月30日までに入会 年会費に4分の3を乗じた額
- (3)10月1日から12月31日までに入会 年会費に2分の1を乗じた額
- (4)1月1日から3月31日までに入会 年会費に4分の1を乗じた額

(会費負担発生の日)

第5条 毎年4月1日現在会員であるものは、第3条に定める会費を納入しなければならない

(会費の徴収事務)

第6条 会費の徴収事務は事務局が行い、毎年4月1日付で会費納入依頼（請求書）を送付する。

(会費の納付期限)

第7条 会費は、毎年6月末日までに支払わなければならない。ただし、事務局長は納付方法の別により、最長で毎年7月末日まで納付期限を延長して指定することができる。

(会費の納付方法)

第8条 会費は第6条に定める会費納入依頼（請求書）により指定された方法で納付しなければならない。

2 事務局は第6条に定める会費納入依頼（請求書）において、会費の納付方法を次の各号のうちから1以上指定し、かつ、支払に必要な手数料の負担者および領収書の発行方を指定して請求を実施するものとする。

- (1)収納代行企業を経由した専用払込書によるマルチメディアステーション設置店舗における払込（コンビニ払）
- (2)法人保有の銀行口座への振込または払込（銀行振込）
- (3)現金による納付（現金払い）

(支払猶予)

第9条 会員は、特段の事情がある場合は、所定の書面（電磁的方法を含む）により支払の猶予を願い出ることが出来る。

- 2 前項の支払の猶予を受けようとするときは、納付期限までに申し出なければならない。
- 3 事務局長は、前項により申出があった場合、支払の猶予を承認をすることができる。
- 4 事務局長が前項により支払いの猶予を承認したときは、遅滞なく理事長および理事会に対し報告しなければならない。

(会費の減免)

第10条 会員が次の各号の一に該当した場合、所定の書面（電磁的方法を含む）によってその減免を願い出ることができる。

- (1) 疾病もしくは傷病による長期療養によりその収入が途絶えたとき
 - (2) 自然災害および火災に罹災したとき
 - (3) その他、真にやむを得ない事情により会費を支払う事ができなくなったとき
- 2 第1項第2号にいう自然災害とは、平成10年法律第66号「被災者生活再建支援法」第2条第1号の規定を援用するとともに、原子力災害を含むものとする。
 - 3 会費の減免を受けようとするときは、納付期限までにしなければならない。
 - 4 前項により願い出があった場合、理事会において審査し、議決により許可することができる。

(会費の減免の特例)

第10条の2 会員から、次の各号の全てに該当する退会の申出があったとき、理事長は会費の一部の支払をもって残余の会費を免じることができる。

- (1) 会費請求年度の通常総会の開催前であること
 - (2) 本規程第6条に定める会費請求の日から30日以内、もしくは会費の請求書を郵便差出箱に投函もしくは日本郵便の窓口に出した日から14日以内のいずれかまでの申出であること
 - (3) 理事長が理事会の決議を経て別に定める退会理由であること
- 2 前項による退会の申出は、所定の書面（電磁的方法を含む）によって前項第2号の日までにしなければならない。
 - 3 第1項における「会費の一部」の額は、第3条第3項の諸費用の額と同一とする。

(督促)

第11条 事務局は、会費が納入期限までに支払われない場合は、督促を行う。

- 2 督促にかかる諸費用は督促を受けた会員の負担とし、督促時の会費とあわせて支払うものとする。

(細則)

第12条 法人は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる。

- 2 細則は事務局において定め、理事会において承認することにより発効する。

(改正)

第13条 この規程は定款第57条の定めにより、理事会の議決を経て理事長が改正する。

- 2 定款第8条に定めにより理事会が会費の額を決定したとき、この規定の第2条、第3条および第4条は前項の手続きを経たとみなし、当然に改正される。

(付則)

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。
- 2 2021年度第4回理事会（2022年3月28日開催）において改正したこの規程は、2022年4月1日より施行する。
- 3 2025年度第4回理事会（2026年1月7日開催）において改正を決議したこの規程はただちに施行する。

(会費規程 以上)

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

会費規程第3条第3項に基づく理事会告示

2026-01-07NF告示第1号

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人という）理事会は、法人会費規程第3条第3項の定めにもとづき、諸費用の額について次のとおり定め告示する。（2026年1月7日改正決議）

- 諸費用の額 金1,300円（うち消費税118円：税率10%を含む）

- 付則
- 会費の請求にあたっては、期限までに支払わないときは、上記費用が発生する旨明記して請求すること。
 - 2023年4月1日よりこの告示によるものとし、前日までは平成27年1月25日理事会決定の告示によるものとする。

会費規程 第10条の2第1項第3号の要件

会費規程第10条の2第1項第3号の要件は、下記のとおりとする。

- 将来にわたって疾病療養が見込まれるために退会をする場合で、会費納入応当日までに退会の申出ができなかった者

以上

2026年 1月 7日 理事長 発議
同 日 理事会 決議

(以下余白)

INTENTIONALLY LEFT BLANK

このページは、印刷時のため意図的な空白として挿入しています